

# 委託業務特記仕様書

## (本業務の特記仕様事項)

第1条 本委託業務は、「公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書」に基づき実施しなければならない。

## (土木工事共通仕様書の適用)

第2条 本委託業務の施工については、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## (支障物件)

第3条 受注者は、業務着手前に必ず施工箇所の支障物件について確認し、監督員に報告すること。

## (交通誘導警備員)

第4条 交通整理の配置人員として、交通誘導警備員Bを合計10名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、業務内容に変更が生じた場合は別途協議するものとする。

## (再生利用のための建設副産物の搬出)

第5条 受注者は、本委託業務の施工により発生する建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

## (しゅん工標設置)

第6条 本業務委託は、しゅん工標の設置を省略する。

## (路肩清掃)

第7条 路肩清掃については、路肩に堆積している土砂等を除去するものであり、作業については、次の班編制により3日間の作業を予定している。

- 1日当たり ・小型バックホウ：1台
- ・ダンプトラック：1台
- ・普通作業員：3人

## (その他事項)

第8条 本特記仕様事項に該当しない内容については、監督員と協議して定めるものとする。

殿

受注者 住所  
氏名

印

## 現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼 付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。  
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
  - 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。